

(第一類 第九号)

第四十八回国会 商工委員会 議録 第十四号

昭和四十年三月十二日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長代理理事

早稻田柳右エ蔵君

理事 小川 平二君

理事 小平 久雄君

理事 田中 龍夫君

理事 板川 正吾君

理事 加賀田 進君

理事 中村 重光君

理事 濱野 幸男君

理事 小笠 海部 公韶君

理事 小沢 黒金 俊樹君

理事 田中 幸八君

理事 三原 泰美君

理事 田中 丈吉君

理事 朝雄君

理事 田中 古川 邦夫君

理事 横井 茂尚君

理事 田中 大村 俊樹君

理事 島口 重次郎君

理事 田中 美城君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 幸八君

理事 田中 丈吉君

理事 田中 武夫君

理事 沢田 政治君

理事 田中 武夫君

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業事務官

大臣官房長官

通商産業事務官

(軽工業局長)

中小企業庁長官

通商産業事務官

(輕工業局無機化課長)

通商産業事務官

(主計官)

通商産業事務官

専門員 渡邊 一俊君

出席國務大臣

通商産業大臣

櫻内 義雄君

通商産業政務次官

通商産業事務官

大臣官房長官

通商産業事務官

(軽工業局長)

通商産業事務官

専門員 渡邊 一俊君

委員外の出席者

大藏事務官 吉瀬 維哉君

中小企業庁長官 中野 正一君

通商産業事務官 熊谷 典文君

通商産業事務官 伊藤 三郎君

通商産業事務官 (軽工業局長)

通商産業事務官 中小企業庁長官

通商産業事務官 内丸 邦彦君

通商産業事務官 伊藤 三郎君

通商産業事務官 (主計官)

通商産業事務官 (軽工業局無機化課長)

通商産業事務官 (主計官)

通商産業事務官 (軽工業局長)

通商産業事務官 (主計官)

出席委員

理事 小川 平二君

理事 田中 龍夫君

理事 加賀田 進君

理事 中村 理事

理事 濱野 幸男君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

出席委員

理事 小川 平二君

理事 田中 龍夫君

理事 加賀田 進君

理事 中村 理事

理事 濱野 幸男君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

出席委員

理事 小川 平二君

理事 田中 龍夫君

理事 加賀田 進君

理事 中村 理事

理事 濱野 幸男君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

理事 横井 茂尚君

理事 岩崎君

理事 長谷川 四郎君

理事 田中 重次郎君

理事 朝雄君

いと私は思うのです。したがって、そういう届け出後の施設等について不備な点を指摘して修理させることを従来なかつたかどうかという点をお尋ねしているのです。

○伊藤政府委員 届け出を受けましたあと、第一種製造者のように完成検査はいたしておらないの

でございますが、ただ、法律の第十二条によりまして必要な場合には立ち入り検査を行なうことになります。

査するという、必要の限度についてはどうも疑義があるわけです。したがつて、届け出そのものについての効力とか目的というものが明確でないと思うのです。やはりいま言つたように必要なところには検査するという一つの目標があるでしょうけれども、その必要という理由ですね、どういう事態が起つた場合に必要ということが認識されるのか、それがどうも不明確じゃないかと思うのですが、従来そういうことで定期的に、届け出でから一年以後に検査するとか何とかいうような規定があるのですか。それとも、ないとするなら、ただ単なる届け出だけで意味がないものではなかろうかと思うのです。しかも、どうせタンク等を使つているでしょうし、それについてはあとで触れたいと思いますけれども、そういうタンク等の部品の材料の検査も、これは精密に省令で規定しているわけですから、そういうものを全然無関係で、独自の考え方で——もちろん業者は省令等を厳守しようという意思があるでしょうけれども、それを業者に全部まかせてしまつて、単なる届け出だけだとということでは、どうも危険性を解消することはできないよう思うのです。もしそれだけで、完全に業者を信じて、それでいいんだといふことになれば、施設がうんとこまかになつたら、事業を行ないましたという届け出だけでいいのじゃないかと私は思うのですが、その点どうでしようか。

数等によって実行されていらないような状態ですか
ら、やはりこの点も、たとえ規模が小さくとも同じ
じ高圧という一つの危険性があるし、しかも規模
の大きいところは事故が起これば大きいでしょう
けれども、事故の起るおそれのあるそのものに
ついては、大小にかかわらず私は同じだと思うの
です。したがって、そういうことで今度は法律改
正が出ておりませんけれども、再検討されて、し
かもいま立ち入り検査のことが局長のほうから明
らかになりましたけれども、それ等についても
留意して、万全を期していただかなければならな
いのじゅうないかと思うのです。

それから、今度の法改正との関係もありますけれ
ども、いまいわゆる製造業者には作業主任者と
いうものが決定されている。それから販売業者に
はいわゆる販売主任というものが、試験制に基づ
いて免状を与えて実施せられているという状態で
すが、今度の法律では、新たにいわゆる消費者に
ついての取り扱い主任者というものをきめて、こ
れがある程度保安に対しても責任をとるように指
導していくということになっているわけです。販
売主任者とかあるいは作業主任者についてはいろ
いろ規定をこまかく設けて、甲乙丙あるいは第一
種、第二種というふうに段階をつくって、いろいろ
試験制度に基づいて免状を与えておるわけです
けれども、今度新たに設けられる取り扱い主任者
については、そういう制度をつくるうとするの
か、それとも単なる消費者が主任を選定して届け
出ればそれでいいのか、その点をちょっとと明らか
にしてもらいたいと思うのですが。

○伊藤政府委員 この消費工場の取り扱い主任者
につきましては、國家試験を実施する考えはござ
いませんが、一定期間の経験を必要とするとい
うことで基準を定めたいと考えております。

○加賀田委員 単なる経験だけで、こういう重
要な責任者として将来とも事故防止の一 もち
ろん日常の注意とかあるいは指導とかはしなく
ちゃいけませんけれども、事故の起こった場合に
は、やはり最高責任者として責任をとらなくちゃ

いけない、こういう重要な任務を帯びていなければなら、单なる一定の経験だけで、主任者として自ら、技術的に消費者が届け出るだけで、それを了承することで目的が達成されるのか。やはり一定の教育期間とかいうことがいわゆる行政面で実施されなければなりませんから、この法の目的をうまく達成できないのではないかと思うのです。单なる五年なら五年的経験者であれば、消費過程におけるいわゆる取り扱い責任者として届け出であればそれでいいんだというようなことは、その目的を達成することはできないのではないかと思うのです。技術水準等もある程度行政指導として認めて、それを認定していく、こういう形をとらなければ法的目的を達成することはできないのではないかですか。どうでしょうか、その点は。

○伊藤政府委員 現在の液化酸素の規制については、取り扱い主任者は「液化酸素の製造の作業または消費に関し六月以上の経験を有する者」あるいは大学、専門学校等を卒業して「高圧ガスの製造の作業または消費に関し六月以上の経験を有するもの」という規定をしてございます。今回の特定の高圧ガスの消費につきましても、製造と比べますと作業が比較的単純でございますので、液化酸素と同じ程度の資格をもって足りるというふうに考えたわけでございます。

○加賀田委員 通産省から出している資料の事故の件数を見ますと、昨日見学に行きました高圧ガスの中でのプロパンガスが非常に多いわけですが、この過程で——いわゆる製造あるいは販売、消費、貯蔵といういろいろな過程がありますけれども、その過程の中でどこに一番事故が多いつかか、通産省として調査の結果が明らかだと思うのですが、発表していただきたいと思います。それが製造過程に多いのか、あるいは販売過程に多いのか、消費過程に事故が多いのか、この点を明らかにしてもらいたいと思います。

○伊藤政府委員 プロパン関係の事故でございまが、件数としましては、家庭における消費の際

の事故が一番大きいのでございますが、災害の範囲から申しますと、プロパンガスのスタンドの事故が被害としては大きなものになつております。そのプロパンガスのスタンドの事故の原因でございますが、直接の作業員の取り扱い上の不注意あるいは過失というようなものが、事故の発生原因の大部 分でございます。

○加賀田委員 いまプロパンガスの事例をあげましたけれども、こうした事故の一一番多いのは、やはり固定した施設の中における事故というものは案外少ないんじゃないかと思うのです。結局それは移動過程における事故というものが一番多いためであつて、固定された施設については案外もちろん製造関係あるいは販売関係には技術者がおりますから、相当注意もしておるでしょけれども、やはり一番事故がこれから多くなり、あるいは今日まで多いのは、消費過程における事故といふものが、事故そのものは小規模であるうとも、一番多いんじゃないかと思うのです。そういうところに着眼して、今度法律改正が通産省で出されたのでしよう。だからその責任者というか日常指導される方が、單なる経験があれば、それでも、一番多いんじゃないんだ、こういう認識じゃなく届け出すればいいんだ、こういう認識じやなくあるいは通産省のほうで二ヶ月なら二ヶ月という期間を経て教育を与えた人とか、何かの基準といふものが明確になって、事故防止と、この法律の目的を達成しなくならないんじやないかと私は思います。大学を出て一定の教育を受けた、あるいは六ヶ月以上これに携わっておったというところだけで、一方的に主任を届け出ればそれでいいんだ、こういう認識では、単に事故が起つた場合の責任者を明らかにするだけであつて、やはり防災という一つの日常の行動にはちよつとこと足らぬ点があるんじやないかと思うのです。したがつて单なる経験者で届け出ればいいんだといふ今度の思想ではなくて、取り扱い主任といふの責任者を、一定の方向を明らかにしなければ、販売主任とか作業主任については、作業主任免状を

与えるためには、化学主任とか機械主任というので甲乙丙、結局冷凍機械等を含めますと七種類の免状を与えるということでお常に細に入つた注意を払つておきながら、いま一番事故が多いO. 加賀田委員 いまプロパンガスの事例をあげましたけれども、こうした事故の一一番多いのは、やはり固定した施設の中における事故といふものは案外少ないんじゃないかと思うのです。結局それは移動過程における事故というものが一番多いのであって、固定された施設については案外もちろん製造関係あるいは販売関係には技術者がおりますから、相当注意もしておるでしょけれども、やはり一番事故がこれから多くなり、あるいは今日まで多いのは、消費過程における事故といふものが、事故そのものは小規模であるうとも、一番多いんじゃないかと思うのです。そういうところに着眼して、今度法律改正が通産省で出されたのでしよう。だからその責任者というか日常指導される方が、單なる経験があれば、それでも、一番多いんじゃないんだ、こういう認識じやなく届け出すればいいんだ、こういう認識じやなくあるいは通産省のほうで二ヶ月なら二ヶ月といふ期間を経て教育を与えた人とか、何かの基準といふものが明確になって、事故防止と、この法律の目的を達成しなくならないんじやないかと私は思います。大学を出て一定の教育を受けた、あるいは六ヶ月以上これに携わっておったといふところだけで、一方的に主任を届け出ればそれでいいんだ、こういう認識では、単に事故が起つた場合の責任者を明らかにするだけであつて、やはり防災といふの日常の行動にはちよつとこと足らぬ点があるんじやないかと思うのです。したがつて单なる経験者で届け出ればいいんだといふ今度の思想ではなくて、取り扱い主任といふの責任者を、一定の方向を明らかにしなければ、販売主任とか作業主任については、作業主任免状を

○伊藤政府委員 現在までプロパンのスタンドで起きております事故は、先ほど申しましたように、作業員の不注意のものが多いのでございます。スタンドはポンプを持っておりますので製造所ということになつておるのでございます。そういう意味で製造所としての最もきびしい規制を行なつておるわけでございますが、今回法律改正でお願いしております消費工場の場合、これは高圧のガスを減圧する過程を言つておるわけでございまして、したがいまして製造とは異なつて、作業として非常に簡単なのでございます。液酸の場合、先ほど申しましたように、六ヶ月以上の経験ある者を取り扱い主任者といふことで実施をしてまいりまして、十年間以上無事故でまいつております。したがいまして、今回新しく規制の対象とします高圧ガスの消費につきましては、いま申した程度の資格をもつて足りるといふふうに考えております。なお、御指摘の点もありますので、保安協会から定期に教育を受けさせようになつしたいというふうに考えまして、そういう点も補完をさせていきたいというふうに考えております。

○加賀田委員 いまスタンドの話が出ましたけれども、スタンドはそうすると第一種製造所といふことになるのですか。

○伊藤政府委員 プロパンのスタンドは第一種の製造所でございます。

○加賀田委員 いまスタンドの話が出来ましたけれども、スタンドはそうすると第一種製造所といふことになります。

○伊藤政府委員 それではできるだけそういうよう

に、法の目的を達成するためには、やはり取り扱い主任者についても、協会の協力等も得て、十分教育することができるだけ万全を期すようお願いをいたしました。それから従業員の教育問題について、第一種等の事故を防止するという姿勢に少し欠けていたのではないかと思うのですが、これで通産省として自信があるのか。局長が答弁できなければ政務次官でもけつこうですが、自信があるかないか。いかがですか。

○伊藤政府委員 現在までプロパンのスタンドで起きております事故は、先ほど申しましたように、作業員の不注意のものが多いのでございます。スタンドはポンプを持っておりますので製造所ということになつておるのでございます。そういう意味で製造所としての最もきびしい規制を行なつておるわけでございますが、今回法律改正でお願いしております消費工場の場合、これは高圧のガスを減圧する過程を言つておるわけでございまして、したがいまして製造とは異なつて、作業としては非常に簡単なのでございます。液酸の場合、先ほど申しましたように、六ヶ月以上の経験ある者を取り扱い主任者といふことで実施をしてまいりまして、十年間以上無事故でまいつております。したがいまして、今回新しく規制の対象とします高圧ガスの消費につきましては、いま申した程度の資格をもつて足りるといふふうに考えております。なお、御指摘の点もありますので、保安協会から定期に教育を受けさせようになつしたいというふうに考えまして、そういう点も補完をさせていきたいというふうに考えております。

○伊藤政府委員 保安教育につきましては、御指摘のとおり届け出でございまして、実際はどういうふうに行なわれておるかということをチェックするの非常にむずかしいことでございます。從来の事故にかんがみまして、私ども考えておりまることは、第一に経営者あるいは幹部従業員の保安意識の高揚ということにあるわけでございます。従来の事故にかんがみまして、私ども考えておりまることは、第一に経営者あるいは幹部従業員の保安意識の高揚ということにあるわけでございます。

○伊藤政府委員 まず経営者、幹部の保安意識の高揚、一般従業員に対する教育の徹底を、それにに基づいて一般従業員に対する教育の徹底を、そこから、そして事故の絶滅を期すということを考えております。これを実現するにつきましては、なかなか形の上にあらわれませんので非常に把握しにくいのでございますが、実は本年は特

にそいう経営者、幹部従業員の保安意識の高揚、一般従業者に対する教育の徹底ということをはかりたいと考えまして、各都道府県に指示をいたしましたし、また、高圧ガス保安協会に対しまして、そういう各府県で行ないました講習等にかかる協力をして指導者を派遣するとか、あるいは必要なテキストをつくるとかいうことで十分教育する時期には、そういう高圧ガスの保安強調月間に実施しなければいかぬ、こういうことになつておるのですけれども、當時雇用する労働者については、そういう施設、そういう規定を設けて教育が施されておると思うのですが、しかしこれも実際に教育しているかどうかということは届け出側で、一定の教育を行なつておるということを認定するのではなくて、業者が自主的にそういう計画に基づいて記録等を届ければそれでいいのですから、実際にやつているかどうかということについて、信じなればそれまでのことです。そのため大事なことがありますから、十分に監督していただきなければならぬし、それから臨時の労働者について、やはり同じ事業所の中で常用の労働者と一緒に働くわけですから、これについての保安教育というものが法的に規定してあるのか、あるいは今日まで実施されているのか。どうもそういうふうなことをついて不安があるのですが、これはどうでしょう。

○伊藤政府委員 それから第二の下請の問題でございますが、高圧ガス取締法で、保安について経営者にいろいろ義務を負わせておりまして、危害予防規程を作成せたり、教育計画をつくらせたりいたしておりますが、それは当該事業所の従業員に対するものだけではなくて、その事業所内で作業する者全部を対象としてつくるようにいたしております。したがいまして、事業者としては、自分のところのやはり同じ事業所の中で常用の労働者と一緒に働くわけですから、これについての保安教育というものが法的に規定してあるのか、あるいは今日まで実施されているのか。どうもそういうふうなことをついて不安があるのですが、これはどうでござります。

○伊藤政府委員 それから第三の問題でございますが、高圧ガス取締法で、保安について従業員だけではなくて、下請の工事者に対するものだけではなくて、その事業所内で作業する者全部を対象としてつくるようにいたしております。したがいまして、事業者としては、自分のところのやはり同じ事業所の中で常用の労働者と一緒に働くわけですから、これについての保安教育というものが法的に規定してあるのか、あるいは今日まで実施されているのか。どうもそういうふうなことをついて不安があるのですが、これはどうでござります。

で一緒に作業する場合と、新たに施設を増設する場合に入つて工事をするという二つの方法があると私は思うのです。前者の場合には、ある程度経営者も責任を持つて教育をするでしょうけれども、タンクを少しふやすんだからということで下請をして作業をさすというような場合には、その経営者あるいは責任者が、そういう保安教育まで施した者でなければ工場の中に入れてはいけないというような姿勢をとつていいかないと、雇用関係が違いますから、そこに一つの問題があるのでないか。それについては、法的には何ら処置がないわけですね。にもかかわらず、そういう教育を受けていない者がやはり工事現場に入つていくと、これが事故を起こすというような原因になつておるだらうと思いますが、それについては、通産省としては、いままでは特に指導されているのか、協会としても、そういうものについて経営者に何かの要請をしているのか、そういう点が非常に不安な点があるし、過去にもそういうことがいろいろ流布されておりますから、そういう点については新たに検討される意思があるのかどうか、ちょっとと明らかにしてもらいたいと思います。

なことで極力事業者の保安知識の高揚をはかる。それが下請の修理等の事業者にまで及ぶということを行政指導を通じて進めてまいりたいと考えております。

○加賀田委員 第一種製造者のいわゆる保安距離というか、タンク間の距離といふものは規定されているのですか。

他の構造物との関係等につきまして、技術上の基準におきまして何らかきめたほうがいいのではないかという考え方で、目下そういう工場内のレイアウトについての基準というものを検討をいたしております。

算を見ると、本年は九万何ぼですね。こんなことではほんとうの審議会の活動ができるのですか、どうですか。やはり從来審議会に求めていたいろいろな指導的な性格というものが協会に移つた。ところが、法律的には審議会があるから、とにかく運営だけの費用だけはちょっとつけておこうかとハラウで、九万八千円——九万八千円で算

○加賀田委員 昨日日本石油からずっと視察に参ったわけですが、それども、見ますと、すでに高圧ガスとしてガスが充満されているタンクの横で、新たにタンクを増設する工事をしていますね。しかもすでに進行している場所と高圧ガスタンクとの間に、簡単なへいだけで工事をしている。工事をすればそこで火気も使うでしょうし、従業員もそこで仕事をするでしょうし、そういうものについてもちろんこれは届け出て、許可制になつていいだらうと思うのですけれども、タンク間の距離が、われわれしらうとから見ると短いために非常に危険な感じがするのですが、ああいう増設の場合の許可基準というものは明確になつてゐるわけですか。それが保安的にも安全な規定として制定されているのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

願いたいと思ひます。
なお、同僚の中村委員からも引き続き質問があ
るそうですから、質問をはしょって次に入りたい
と思ひます。

この法律の中では、いわゆる通産大臣の諮問機
関として審議会がござりますね。これは普通の審
議会と違つて、いわゆる大臣の諮問に応ずるとい
うことだけではなくて、みずから建議することが
できるわけですね。そういう性格になつていると
私は思うのですが、今度の法律改正に基づいて、
われわれとしてはこの程度では非常にまだ不足だ
と思うのですけれども、この程度で今日の高圧ガ
スに対する保安が維持できる、そういう見解のも
とにこの審議会が建議されて、態度を明らかにし
たのかどうか。それから、審議会として最近にお
ける活動について、ひとつ明らかにしてもらいた
いと思います。

に、日石ガスでタンク増設の工事をやつております。そして、障壁は建てておるのでございますが、あの場合に、増設しております工事場から一番警戒しておるのは火気でございます。ああいう施設で十分であると私ども考えておりますが、そういう点につきましては、先般の昭和電工の事故もございましたので、修理の場合には他の施設との間に必要な障壁等防護措置を講ずるようなどということを関係の工場には指示いたしております。なおどういうタンク間の距離、工場内の施設、高圧施設と

○伊藤政府委員 一昨年に高圧ガス保安協会が法律改正によってできましたので、保安の技術に関することは保安協会のほうに諮問をいたしておりまます。この法律によります保安審議会は、そういう事情から、現在のところは国家試験に関する問題について審議をお願いしておるだけでございます。

○加賀田委員 そうすると、法の趣旨に基づく保安その他の高圧ガスに対する建議というものはほとんどないわけですね。だから、この審議会の予

審議会に「きましては 私も率直に申し上げて 評
しく内容その他について研究不足でござります
が、いま御意見ございましたような次第でござい
ますので、とくとよく研究いたしまして、審議会
を設けて いる以上はその機能は十分發揮できるよ
うなふうにしていきたいと思います。もしもまた
必要なないようなものでございましたならば、こ
れを躊躇するにやさかでないのでございま
すが、何しろこういうように最近非常に発達してま
りました業界のこととござりますので、各方面
の御意見を十分聞くことが必要じゃないか、こう

思ひますので、この審議会の内容、活動等について

ある耐圧試験とか耐熱試験、その他振動試験等、

試験を実施いたしております。

○加賀田委員 それは一定の材料にどういうよう

る材料が許可されれば、それに基づいて全部そぞ

て、将来十二分に効果のあがるようなふうに持つて、いくよう努力いたしたい、こう存する次第でござります。

○加賀田委員 そうすると、次官、これは審議会を将来、本来の機能を發揮できる体制に持つていくという意図なんですか、それともこの印象で

は、もうこれは自然消滅していいんだ、法律にあ

るからしようがないから予算をつけておこう、九

万円だつたら紙代ぐらい、コーヒー代ぐらいは出

せるだろうという程度で、こういう方向に持つて

いこうとするのか、あるいは法律のほんとうの趣

旨に持つていこうとするのか、それを示して明らかにされないと、委員だつて委嘱されても熱意が入

らない、消えていったつていんだつたら消えるな

ら、委員の方々も活用するでしょ、熱意もあるでしょ、どちらかといふことをこの際明らかに

にしてもらわねばけつこだだと思います。

○岡崎政府委員 先ほどお答え申し上げましたよ

うに研究いたしました結果、わざわざお願ひする

必要もないというような範囲に達することはないと

思ひますので、一応よく研究いたしたいと思います

が、私の考えでは、ただいまのようないい方に

してまいります事業のことござりますから、非

常に必要じゃないかと思ひますので、内容は十分

充実して御活動していただけるよう、御協力し

たい、こう思います。

○加賀田委員 これは大臣が来たときには、来年の

姿勢と同時に、来年の予算要求にも大きな態度が

いませんから、またあらためて御質問いたしたい

と思います。

○引き続いて、容器の試験がずっと行なわれてお

ります。容器の試験は、いわゆる容器としての完

成品と材料試験と両方に分かれておると思うの

ですが、こういう完成品については、抜き取り試

験をやつておるのか、それとも全容器についていわ

るか。それとも一定の型が申請されて、それに對する

試験を実施いたしております。

○加賀田委員 それは一定の材料にどういうよう

いう型のものを製造していいのかどうか。これは材

質においても製造法――材質は変わってくると思

う。だから、一つの炉に材質が溶かされて、新た

がつたものについては完全な試験をするでしょ

うけれども、移動されるポンベ等については一体

どのような試験をやっているのか、お伺いしたい

と思います。

○伊藤政府委員 容器の耐圧、気密等の試験は全

数検査をやつております。

○加賀田委員 これは定期試験をしておられるの

ですが、この期間は、もちろんポンベの容器等に

よつて違うでしょけれども、一体どれくらいの

程度で定期試験をしておるのか。

○伊藤政府委員 再検査の期間が容器の種類に

よつて異なつておりますが、一例で申しますと、

プロパンの容器につきましては、六年ごとに実施

をするようになつております。

○加賀田委員 この試験の中で落下試験がないよ

うですが、移動されるものについては、間違つて

落とされる場合もあるでしょ。振動試験等は

やっておるよう聞いておるのですが、落下試験

はあるのですか。一定の高度から落として。

○伊藤政府委員 容器自体については、御指摘の

ようにならず試験は実施をいたしておりませんが、

材料につきまして強度試験をやつておりますの

で、落下試験まで行なう必要はないと考えております。

○加賀田委員 材料の試験といつたつて、抗張力

の試験をするとか、あるいはこれを見ますと、強

度試験なんかやつておりませんけれども、あまり

試験してないのじゃないですか。いわゆる法律的

には引つ張り試験といつておりますが、これは抗

張力の試験でしょけれども、材料試験で落下

試験が必要ないというようなことは私はないと思

う。運搬中に事故が起ることはある。どうで

しょう。では、材料試験はどの程度試験しておる

のですか。

○伊藤政府委員 先ほど材料につきまして強度試

験と申しましたが、間違いでございまして、衝撃

のロットごとの試験片について試験をいたして

おります。

○伊藤政府委員 材料の試験片の取り方は、いわゆ

るロットごと申しますが、炉にチャージされた

そのロットごとの試験片について試験をいたして

おります。

○伊藤政府委員 法的な詳細な問題等について、まだ

中村委員から質問があると思いますが、私はこの

質問の過程を通じて、通産省の態度としては、い

わゆる事故が起つておそれがある、あるいは事故

が起つたというような場合に、あらためて取り

締まりを強化するという態勢が、私は今までの

データを提出するということで了承しておるの

か。その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

する官庁は違つておりますが、いずれも立ち会い

の試験検査を実施いたしております。冷凍機につ

が、これも立ち会いの検査を実施いたしております

が、その点はどうでしょ。これは容器全部にわ

たつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会

いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会つておるのか。あるいは一定の記録だけが提出

されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ

つ御答弁願いたいと思います。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査を

○中村(重)委員 それじゃ、局長にお尋ねします。
あなたのほうは、タンクローリーの運転手の教育指導、そういうことに対しても、もちろん関心を持っていてると思うのですが、運輸省であるとやっていますか。

○伊藤政府委員 タンクローリーの運搬中の事故というものを考えまして、運転手の資格あるいは特別の資格のある者同乗させるかどうかということをございますが、具体的にどうするかということはまだきまつておりますんで、私のほうでは、それぞれ事業者の危害予防規程の中に、充てんする場合に取り扱い主任者あるいは一定の資格のある代理人を立ち会わせる、そういうようなことを人任せにすることにしてはどうかというふうに現在考えております。運転中の問題につきましては、運転手なり同乗者について、まだ具体的な結論は得ておません。容器等の危険な部分につきましては、必要な防護物をつけさせるということで進んでおるわけでございます。

○中村(重)委員 このタンクローリーの構造基準

といつたようなものは運輸省でやる、あるいはタ

ンクローリーの運転手あるいはLPGを使うタク

シーあるいはトラック、そういう車両を運転する

運転手は警察官ということになつてゐるとは思つ

のです。しかし、いずれにしても教育が不徹底で

ある。そういうことから事故が起つてくる、國

民が被害を受けるということについては、これは

変わりはないわけですね。そうしてみると、やは

り関係の行政と連絡会議を持つて事故を防止し

ていくことが私は非常に大切なことだらう

と思う。ところが、いまあなたの御答弁では、どう

も相談をしたことはあるけれどもときわめて消

極的なんですね。そういうことじやいけないの

じゃないか。非常に高圧ガスが普及をしてきた。

きのうの現地視察でも、あなたもお聞きのとお

り、あなたはもうお聞きにならなくてもわかつて

いると思うのだけれども、販売基地だって六百カ所、そういうことであつたわけですね。そうする所と、高圧ガスは非常に普及している。先ほど加賀田委員の質問に対するあなたのお答えの中でも明らかになつたように、家庭でもプロパンを使うということは非常に多くなつたのです。それに伴つての事故というものが激増しているわけですから、だから何とかしてどの部面でも事故を起さない、そういう点については積極的な取り組みがなければならぬと私は思うのです。もっと大きな態度では非常に不安に思つわけです。もつと具体的な計画というものがなければならぬと思うのです。その点に對しての考え方をひとつもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○伊藤政府委員 御指摘のとおり、関係各省共同して事故防止に万全を期すべきでございますので、私ども各府県には、それぞれの担当の消防なり警察と十分連絡をとつて実施するよう指示してございます。また私ども本省自体としましては、プロパンスタンンドの従業員に対する教育を実施をしたいということで、四十年度の予算にも若干額をお願いしておるわけでございます。もちろんそういうものだけでは不十分でございますので、高圧ガス保安協会でも講習会を実施されるとしましては、プロパンスタンンドの従業員に対する教育を実施をしたいと、いうことで、四十年度の予算にも若干額をお願いしておるわけでございます。

○伊藤政府委員 各府県では、大体資格試験の行なわれます前に講習会を実施をいたしております。大体年三回ないし四回程度実施をしておるところが多いようでございます。そのほか、来年度としましては、プロパンスタンンドの従業員に対する教育を実施をしたいと、いうことで、四十年度の予算にも若干額をお願いしておるわけでございます。

○伊藤政府委員 さて、いすゞ自動車川崎工場、それから充てん所を見ましたね。ああいう施設は届け出制になつておるのでしょうか。

○伊藤政府委員 いすゞ自動車の川崎工場は消費のスタンドは第一種製造所でございます。盈進自動車の工場でございます。あとから見ました盈進自動車

工場のほうは許可制になつておりますが、いすゞ自動車の川崎のほうは届け出制でございます。

○伊藤政府委員 従来の実績として、ああした工場に対して、あるいは充てん所に対しても、どの程度の検査をやつておるのですか。

○伊藤政府委員 そこでございますので、設備を完成した場合の完成検査を実施いたしておりますほか、あと、年間一回程度保安検査を実施をいたしております。そのほか立ち入り検査の制度がございますが、特別の場合のほかは立ち入り検査はあるいはスタンドには実施をしていないと思います。

検査をやる以外に、定期的に年一回やっておるんだ、立ち入り検査の道も開かれておるんだ、こう言つておる。なるほど法律であるとか省令にはそう書いておるかしれないが、現実には、完成後の検査は行なわれておるにいたしましても、立ち入り検査というようなものは行なわれていないだらうと思われる。行なわれておるならば、きのう私どもが見まして感じたようなことは——これは私だけではなくて、板川委員なんかも、どうもあの近いところに火気があるのはあぶないじゃないかと、いうことを指摘しておったのですが、これは私だけではない。ほとんどあのときに行かれた人がそういう印象を受けたのではないかと思うのであります。だから、保安というものに対する非常に重視していく、何とかその事故を防止していくなければならぬという積極的な取り組みということをしておられるならば、施設面に対してもっと完全を期していく、こういうことが当然なされなければならないと思います。あなたは、昨日一緒に現場においてになりまして、私がただいま申し上げましたような印象をお受けになりましたですか。

どのようにお
○伊藤政府委

員 感じになりましたか。
事故の防止につきましては、経
従業員の保安意識を高揚するという
本であるというふうに考えておりま
まして、そういう経営者の基本的な
として一般従業員に十分作業教育を徹
れが事故防止の第一だらうと思いま
た、施設面につきましても、危険施
ては、きのう回りましたところは、
ということで、その付近では火気を
にいたしておりますが、さらに施設
考えなきいかぬじゃないかという
じます。したがいまして、現在きめ
限距離、保安距離というのは、当該
者との関係でござりますが、さらには
けるレイアウト、これについても技
加えまして必要な基準をつくりたい
考えております。

保安知識 取り扱い上に対し十分注意をするよう、商船知識を持たせるような指導等をやっておるのか、こう見てみると、そういう感じもしない。いまあなたが言われるようなことじゃないと私は思う。もう少し通産局であるとか、あるいは都道府県であるとか、そういう面に対する指導というものを徹底をしていくということでなければならないと私は思います。先ほど保安教育の面に對しましては、あなたの心がまえというのも伺いましたから、あらためてここでお答えはいただきませんけれども、ともかく私どもの質問に対しましては、適当にお答えになりますけれども、現実はいまあなたのお答えになるようなことはないということを、私は申し上げておきたいと思います。ところが、いかにあなたにここで十分ひとつ行政指導をおやりにならなければならないと、こう注文をいたしましても、機構上の問題とかあ

○伊藤政府委員 通産局の定員でございますが、ただいまの御指摘のように、来年度から二名増員になりますして七名でございます。現実には定員のやりくりをいたしまして、高圧ガス担当の人間はおるわけでござりますが、予算上の定員としては、いま申しましたように七人ということになつております。そのほか火薬の担当者も兼務でやつておる者もございます。この人員というものは、毎年要求いたしますして一べんにふえるというのがなかなかむずかしい。一方高圧ガスの取り締まりの対象というのは、ここ数年急激にふえておりますので、人員のほうもなかなか追いつきません。現実にはいろいろやりくりをしまして、担当者をつけてやっておるようなわけでございます。

○中村(重)委員 そういう答弁では納得できません。どういうことだけではなくて、いろいろやりく

す。いまのむけであります。おり定ういうの取のほうの取定員を二名が十分であると論のあるとましては、主眼を置きましては、前年度うような種のおっしゃる将来自なおおきにわざりておる次第です。

話の人員関係でございますが、御承知
の員の増加の抑制という大きな線がある
事です。ただし人命関係のいろいろな行政
の員、これについては定数増加を認めよ
うな線もございまして、特に高圧ガス
取り締まり関係の定員につきましては、
増加したわけござります。この定員
がどうかという判断は、いろいろ議論
されることがあります。私どももいたし
ところでございますが、私どももいたし
取締まりの内容の充実ということに
しまして、特に検査、取り締まりなど
などよりも相当回数が多く行けるとい
算もいたしております。なおまた先生
が美につとめていきたい、かように考え
てあります。

あるいは定員の問題、予算の問題ということが私はネックになると思います。こういう点に十分メスを入れて、あなた方がお答えになつたことが現実に実行できるような体制を整えていくこと以外に私はないのだと思います。ところがどうでしょう。いまあなたのほうからいろいろな資料を出していただいております。これを読みましても感じることですが、高圧ガス関係のこれに直接専任として当たつていかれる人だろうと思うのであります。が、三十九年度は六人である。四十年度も同じく六人だということですね。それから通産局は、三十九年度に五人、四十年度は七人と、こうなつておりますね。ところが、地方通産局は八ヵ所あるのでしょうか。そうですね。これに対しして七人です。そうすると、私どもはこれを見て脊髄に感ずる。高压ガスを使つてない、そういう地域があるのであります。そういう地域があるのであらうか、こういう感じがする。八ヵ所の通産局に対する取り締まりなりあるいは指導なりをする必要を認めない通産局があるのだろうか、そういう点に対しして、あなたはどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

りはやつておるのでしょう。すべての行政面に對してそういうやりくりをやつておられるのでしょう。ところがことし二名ふえた。一ぺんにそうふう内閣はアビールしておるのでしよう。必要であるならば、これが五名であったものが十名にふえて、十五名にふえても、人の命は大切にする。このことは第一義にお考へにならなければならない。通産局が八ヵ所あるのに七人の定員にしておいて、あとはやりくりしてやるのです。これで國公私どもは納得できない。大蔵省、見えておりますか。——こういう点に対してもどうお考えになりますか。

○中村(重)委員 定員に対し十分であるかどうかは議論の分かれるところだとおっしゃつた。しかし現実に通産局が八方所ある。これに対して七

いくとか、そういうことがございまして、実質的におきましては昨年度よりも充実している、こうしたことになつてゐると考えております。

○中村(重)委員 これは実績が出ていないのです
が、昨年と比較して増額は幾らになりますか。

ういうことだけで補助金をやらないのはどうも適当ではないんじやないかという私どもの指摘に対する、大臣も政務次官もそれから局長も、御意にござつともあるから、そのとおりにいたします」というお答えであった。協会に對しても、厳格な調査とかあるいは研究を熱心にやってもらうとしてこういふ事務を方上するとの貴重的な努力もあつた。

○伊藤政府委員 都道府県の支出の内訳は、検査のための旅費あるいは手賃、それからその担当者の人件費、そういうものでございます。

○中村(重)委員 都道府県で高圧ガス関係の専門の係員というのはそれぞれどうなっていますか。

東京、大阪その他の都道府県、全部でなくともけつこうであります、プロック別でもよろしい

をしてもらつということになつてまいりますと
やはりそれだけの助成というものが必要になつて
くると思うのです。そうしなければ、ともすると
協会の利害というもののとらわれた運営がなされ
る「先生が、云々」には、ことは、こゝに
○伊藤政府委員 担当者の数は総数で百六十九名
でございます。これは兼務の者もござりますので
それを計算いたしますと百六十九・五人、約百七
〇人なります。こゝで、一つ、次の如きによつて、こ
れを算出する所です。

そういう点に対しても、昭和三十八年度の法の一
を「角性が一杯は全然ない」といふべきと思ひ
ます。それで「二・ク」別の数字は、どうぞ
いませんが、いま御指摘の東京は三十六省、これ

部改正の際にそういうお答えがなされたわけであ
りますから、どのように実情に即するような扱い
が一番多い人数でございます。神奈川県が七名、
大阪府が六・五人、そういうような状況でござ
りますから、どうぞよろしくお聞かせください。

をしておられるのか。
「——」
—— 東京であるといふ大反をうるといふ
ます。

〔田中筋〕委員代理退席
理着席

ただいま申し上げましたそれぞれの点に対しでお答えを頂いたたと思想します。

○伊藤政府委員 三十九年度の収入でございます。けれども、実際は三人程度だということを聞いてゐる。ほとんどの県こゝは唐王の田舎者で、うなづける。

が、国の収入としましては、容器関係と試験の関係と合わせまして一千五百二十万四千円でござい

ます。それから地方の都道府県の収入でございま
すが、三十九年支度は総額約三億二千四百二十
万円でござります。それで、三十九年支度は
やっているんですね、二億の収入がある、二億の
支出ということになりまして、一億もうけてお
る

三十六人で、総客席二千一百四十四席です。報告が未着の府県もございますので、一部

推定をいたしておりましたが約三億三千万円。これに対しまず支出も、同じように推定を含んでおり六・五人、神奈川七人、この数字は、支出としては二、三百万、一千、一千五百、二千、二千五百

ですが、約二億円程度でございます。それから保安協会の収入でござりますが、三十九半支の賃借食

の行政というものを担当しておるのではないから私は思う。そうなつてくると、一億は文出してな

の支出のほうは総額で一億一千九百万円程度の予算を組んでおります。

○中村(重)委員 都道府県は三億二千万の収入に
は五千九百六十万円出でるとかいふことなどござ
えないのであります。ですから、その点はわかります。

対して支田は約一億た、こういうことですね。この
支出二億は、詳しくはわからないと思ひますけれど
たそのときの答弁の記録があるはずであります。

ども、大体でけつこうでありますか、どういうよう
うな支出内容になつていてますか。

積み質問をしてお咎めあれどもしたがたしかが

○吉瀬説明員 予算の計数上では、取り締まり費は前年よりたしか減つておりますが、ただし内容において変更がございまして、たとえば内種化學などにつきましては都道府県に委任するとか、あるいは国家試験の一部を都道府県のほうに移して理なのです。この点どうなのですか。

それから時間の節約のためにお尋ねしますが、國と地方とをひとつ明らかにしていただきたい。それから、三十八年度も議論になつたわけですが、收入の面ですけれども、検査手数料というところになるでしょう。これは國と地方それぞれどの程度になっておるのか。

それから協会に対して、協会に協力させる、こ

のときは二千何百万とかいうようなお答えがあつた。それは全体ではなかつたと思います。いたしましても、三億の収入に対し、支出が非常に少額であることは言えるわけです。これでは私はいけないと思うのです。こういう点を改善していく、そういうことは通産省がしなければならない点であろうと私は思う。通産局が少なくとも一名以上の担当者を置いて、そういう事故の防止をしていく、保安の完璧を期していく、そういうためにも、先ほど私が指摘をいたしましたように、通産局が八つあるのに定員七名といったような、こういう消極的な取り組みではだめなんだということは、ただいま申し上げたような点があるわけなんです。こういう点に対し、あなたはどうのようにお考えになりますか。また今までどのような行政指導をしてきたのです。

○伊藤政府委員 御指摘のように、保安関係の人員、予算の増強につきましては、従来も努力をしてまいりましたが、今後もさらにその努力を継続したいと思います。本省、通産局につきま

して、さらに予算、人員の増強につとめたいと考えておりますが、都道府県につきましても、昨年特に府県知事に要請をいたしまして、收入が相当

あがつておるのだから、それに見合ふよう個人、経費の増強をはかつてもらうよういたして

おりますので、それに応じまして、府県によりまして若干増員、予算の増額が行なわれてまいります。

なお大阪の例でありますと、私どものほうは各担当者の名前まで調べたわけでございまして、六・五人と申しますのは、実は係長が、ガスト火薬と火薬と両方の係長と申しますか、火薬ガス係といふ

一係になっておりますので、したがいまして係長を〇・五という計算をいたしました。火薬類の専任が二人で、高圧ガスの専任は六名でございました。ちゃんと個々の人間の名前も調査いたしてお

りますので、この内容がうそをいうことはないと

思ひます。

○中村(重)委員 どうもいまのような抽象的な答弁では満足できないのです。大阪の問題はいま申し上げた以上は私は指摘しません。あるいはいま

あなたがお答えになつたとおりであるかも知れない。しかし、少なくとも一般行政と兼ねてやつて

いるという府県がほとんどだと私は思うのです。

そういう点に対しては、ひとつ通産局を督励をして十分把握する、そして積極的な取り組みをさせ

るよう指導されなければならぬと私は思う。いままであなたのほうでいろいろと施設の面に対し

ても指導をしてこられたと思います。特に実績と

して、いままであなたのほうで立ち入り検査をや

るとか、あるいはその他いろいろ指導されて改善

されたという実績がありますか。その点どうな

んです。いわゆる施設の改善、そういうことをされた事例が実績としてあがつていますか。

○内丸説明員 法律上の権限といたしまして、立ち入り検査を必要に応じて執行するということは

あるわけでございますが、そういった一般的な指導ということにつけて加えまして、昨年来事故も

二、三続きましたので、特にプロパン関係の販売

施設を中心にして立ち入り検査を履行するよう

に入り検査を一齊にやつておりますと、その結果相

東京都あたりでは、都内にございます販売店関係

を五、六百カ所のところを昨年秋からずっと立ち

入り検査を一齊にやつておりますと、その結果相

当の、三、四百ぐらいの数にわたる販売店につい

ては、ここにこらつたとえば壁壁を強化しろと

か、こういった場所に移せというような具体的な

指導をやつた実情にございます。それからこの点

は、各府県とも大体そういう販売店関係を中心

にする立ち入り検査を一齊にやつておるというふ

うな報告を受けております。

○中村(重)委員 自主検査なんかをやつております。保安施設に対する金融の道というものがな

いのです。立ち入り検査をするといつても、数少ない担当者ではこれはなかなかできる相談では

ない。だから十分ひとつそういう点に対しても、数

意されなければならないと私は思う。それからこの

指摘している。それに対して局長の答弁は、全銀

融、税の関係の担当者が参つておりますので、金

融、税制面に対する配慮といふものがなされておるの

かどうか、その点どうなんですか。

○吉瀬政府委員 予算の担当でございまして、金

融、税の関係の担当者が参つておりますので、金

融、税制面に対する配慮といふものがなされておるの

かどうか、その点どうなんですか。

○中村(重)委員 どうもいまお尋ねの御趣旨は、私

としても十分考えなければならないと思います。

そこで大蔵省にお尋ねいたしますが、こういう

い。しかし、少なくとも一般行政と兼ねてやつて

いるという府県がほとんどだと私は思うのです。

そういう点に対しては、ひとつ通産局を督励をして

いい。しかし、少くとも一般行政と兼ねてやつて

いるという府県がほとんどだと私は思うのです。

あなたがお答えになつたとおりであるかも知れ

ない。しかし、少くとも一般行政と兼ねてやつて

がはたしてどの程度あるのか。一般行政と兼務してやっているという県がほとんどではなかろうかと私は考えておるわけです。私の知る範囲でもそういうことなんです。だから、三億の収入がある、支出は二億——報告だけそのままとりましても二億にすぎない。そうすると一億は収入になつてゐる。高圧ガスの消費量は激増の一途をたどつておる。事故も激増しておる。ところがいまの収入支出の関係は、大臣は私が申し上げたことでおわりであります。が、そういう状況であります。こうしたことではだめなんだから、もつと積極的な行政指導をやって、そして保安の万全を期していかなければならぬ、こういうことを指摘したわけです。それからこの定員の問題も、地方通産局が八ヵ所ある。それに対して四十年度に二名ふやして七人にするという。通産局は八ヵ所あるんだから、専任の担当者というもののない通産局が一ヵ所あることになるのです。ところがこれはやりくりをやっておるので、こういう局長の苦しい御答弁であつた。そのやりくりをやつておるということでは私どもは納得できない。だから少なくとも各通産局に対し一名以上の定員を確保する、そして保安面に遺憾なきを期していくようになければならぬということを申し上げたなんですね。以上の点に対して、ひとつこの際大臣の方をお聞かしていただきたいと思います。

をしてもらつたのであります。まことに八力所
に對して七人ということは理屈に合わない、不合理な点があるということはよくわかりますので、今後の予算の折衝の上におきまして、これらの点の改善に努力をしてまいりたいと思います。
○中村(重)委員 局長にお尋ねしますが、この協会の収支関係といふものはわかつたわけですが、以上ずっとお尋ねをしてみましても、この協会に依存する面というのが非常に大きいと思うのです。これは三十八年度の法律改正の際にも指摘をしたことだつたのです。ところが、この協会のほうで支出が一億一千九百万円、収入が千三百万ですね。これを見ても明らかなように、協会は相当な出血をして協力をしておるということになるわけです。これは業界ですから、当然であるといえば当然であるかもしません。しかし、これだけの支出をやつて、しかし収入はこの程度である。ところが、私はどうもふに落ちないのは、支出が一億一千万、収入が千三百万ということになつてくると、結局協会の一般経常費から支出をしておるということになると思うのです。ここには相當な無理があるのでないかと考えられる。また、あなたのほうではこの協会に対し十分注文をつけて調査研究——まあ業務内容としては検査というものはできないのであらうと思うのであります。それで、そういうふうなところまで積極的に協力させるようなことがはたしてできるのかどうか。こういう点に対してもあなたの方はどうのうであります。協会にいろいろ技術上の基準等を作成してもらうにつきましては、こういう委託費をさらに増額しまして、協会が十分な活動のできるよ

うにいたす必要があると考へております。協会は、昨年発足いたしましたが、実際の活動に入りましたのは、昨年の初め來でございまして、設立当初におきましては十分な活動はしておらなかつた状況でございます。その後、協会の機構が整備をするにつれまして、技術基準の作成とか、あるいは容器、冷凍機の検査とか、そういう事業を進めています。私どもとしては、さらに期待をしておりまして、自主保安の強化という点で、先ほど申しましたように企業の經營者あるいは幹部従業員の保安意識の高揚について、協会としても民間からそういう空気を盛り上がらせるよう、あるいは十分わからぬ業界の人々に、そういう気持ちを持たせるよう協力をしてもらいたいと思っておりますし、さらに規模の非常に小さい消費者等につきましては、協会のほうからもそういう技術上の知識をいろいろ与えまして、レベルアップをしてもらいたいということを考えております。したがいまして、先ほど御指摘のように、会員の拠出金で相当部分をまかなつております団体としましては、われわれが期待するような点について、予算的、財政的ななかなか困難な点があるうと思います。私どもとしましては、先ほど言いました委託費をできるだけ増額して、協会が会員収入に依存しないで、委託費で十分そういう委託された内容の事業を行ない得るように持ていただきたいと考えておる次第でございます。

に適當なところを物色をして、そうして設備をすれば、営業というものは、それは移転ができるかもしれません。ところが、なかなかそううまくいきません。また、どうしてもその販売面が一つの地域に限つておるということになつてまいりますと、そうどこへでもというわけにはいかなくなるんですね。結局時間がきた、それでやめなければならぬというような形になつてまいります。協会が少くとも調査をやり研究をやる、そうしてあなたの方のほうで期待しているような協力をしてもららうといふような形になつてまいりますと、こういう面もひとつ十分指導をして、そうして淘汰していくということよりも、何というのか、合併をするという点もありましょうし、いろいろそういう人の人たちが生活をしていけるような体制と、いうものが、私はつぶらなければならぬと思うのですよ。ところがどうしても支出が、いまあなたのお答えのとおりの、非常に膨大な支出になつてくる、収入がこれに伴つてこないという形になつてしまりますと、一般の経常費から支出するということになつてくると、大きい業者というものが、どうしても自己擁護という形になつて、そして小さい販売店なんというものは縮め出されてくるということになりますがちなんですね。そういう弊害を除去するというようなやり方をするといふとになつてまいりますれば、どうしても国がこれを助成していくくということが必要になつてくるのですね。いわゆる保険面でほんとうにあなたのほうで期待しているような成果をあげさせるというようなことになつてしまりますれば、そういうふうにせんとでなければ私はならぬと思う。そういう点に對してはやはり十分の配慮をしていく、こういうふうとでなければならぬと思います。この点に対してもは特段の注意を喚起しておきたいと思います。

ね。ですから、これが一番大切だと思うのです。できるだけこれを急がなければならぬと思うのですが、いつごろにこの省令の改正というもののはなるのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○伊藤政府委員 省令できめます特定高圧ガスの消費者の守るべき技術基準につきましては、すでに高圧ガス保安協会に諮問をいたしております。保安協会のほうで技術的に検討しまして、その答申がありますれば直ちに省令を制定いたしたいと考えております。時期的にいつということはいまのところはつきり申し上げられませんが、法律の施行は、公布後六ヶ月以内で政令で定める期日ということになつておりますので、おそらくも秋ころまでにはきめなければならないと思いますが、そういうゆうちょうどなことは考えておりません。もつと早い時期に省令をつくりたいと考えております。

○中村(重)委員 早くやるということですから、まあそれだけのこります。六ヶ月というようなことでは全く長過ぎると思いますね。何といつても省令の内容というものが一番大切だと思います。生産技術というものは非常に進んできたけれども、保安技術というものがおくれているというところに、すべての災害というものが激増をしてくる最大の原因があると思う。ですから、そういう点に対しても十分配慮されて、一日も早く省令改正をされるように強く要請しておきたいと思います。

○早稻田委員長代理 質疑を続けます。加賀田進君。

○加賀田委員 いま、いろいろ質問の過程を通じて、通産省としての今後のかまえについて明らかにしてもらいたい点が一点あるわけです。大臣も御存じだと思いますが、高圧ガス取締法の中でも、大臣の諮問機関として、いわゆる高圧ガス保安審議会というものがあることは御存じだと思います。これは大臣の諮問機関と同時に、ただの諮問機関ではなくして、みずから保安に対し、

法改正であるとかあるいは省令の改正、強化等について必要がある場合には審議会がこれを建議するという権能を持っておる重要な審議会だと私は思うのです。したがつて、これからいろいろ質問の過程を通じてもありましたとおり、高圧ガスに対する保安対策はなお強化せなくてはならない推移に私はあると思うのです。審議会のこれからは、その機能や活動といふものに期待をしていかなければならぬにもかかわらず、今日の審議会はあってなきがどとき状態じやなかろうかと思うのです。その一つの例として、本年度の予算の中で、審議会の費用がわずか年間九万八千円ということになつておるのでよ。二十数名の審議委員を大臣が任命して、この重要な高圧ガスに対する保安対策を審議してもらおう、あるいは都合によつては建議してもらおうというような審議会で年間九万八千円とは、十分な活動どころか、ほとんど活動ができないのではないかと思うのです。局長の話では、協会が技術的な指導管理等について相当力をもつておられたので、従来審議会に期待しておつた技術指導等については協会がこれをやると言つておるのだが、もちろん審議会をなくして、それらの期待を協会に移譲していくくという体制が通産省として考えられるなら、これは協会に対しても補助金等を出して、もつと内部強化をやつて、その権能を移譲するという体制をつくらなくてはならぬにもかかわらず、それもなされていない。審議会の予算是、昨年は八万七千円、本年は九万八千円ということで、率からいけば大幅増額かもしれないけれども、こんなことは私は審議会のほんとうの権能を發揮することはできないと思うのですが、いま次官のほうでは、来年度はうんと予算増額をして、ひとつ審議会の権能を發揮するためには期待される体制をつくりたい、こういうお話をした。大臣に通産省としての――ことしこれから補正予算等についてはいろいろ問題があるでしょうから、こしは別としても、とにかく審議会を強化するためにもつと予算をふやして、審議会のほんとうの性格を發揮する方向に通産省とし

○櫻内国務大臣 高圧ガス保安審議会についてたゞいま御指摘がございました。予算もまことに少くない、現実に活動をしておらないじゃないか、こういう御批判を受けた次第でございますが、最近における高圧ガスの保安の実情からいたしますれば、私としては当然この審議会をもとと活用すべしであると思います。これは御指摘のとおりだとと思うのでございますが、遺憾ながら從来この審議会がどういう実態であったかということになりりますと、これは率直に申し上げておかざるを得ないと思うのであります。國家試験の審議といふことが中心で、かつたわけでございまして、本来の保安審議会の活動がさような点からいたしますと、されておらなかつた、こういうことでござりますが、最近の情勢からいたしまして、今後十分この審議会を活用せしめるように、予算面におきましても行政面におきましても、特段の考慮を払つていく考えでございます。

○加賀田委員 そういうことで、審議会にいま申し上げたような建議をするまでの権能を与えていながら、二十名前後だと思うのですが、一人間五千円程度で、月三百円が四百円くらいの費用では、とてもそれは活動できないと思うので、ひとつ考慮願いたいと思います。

もう一点は、この高圧ガスというのは、高圧ということがになっておりますから、気体では容器の内面圧力が十気圧ですか、それから液体では二気圧以上ということに規定してあるのです。先般質問したのですが、昨年の六月の昭和電工の爆発事件を見ますと、これは低圧で、この高圧法の適用外になつているのですね。これをどこで監督會がやっているのかといいますと、法律的には消防署によつて、消防署が、いわゆる可燃性のものだからといった形の中でこれが処理されているのです。そのために、御存じだと思いますが、ばく大な

損害もあつた、死傷者も數名出すという状態が起つたのですが、調査の結果を見ますと、これは二案あつて、こうじやないかということで、結論が出ていないのです。しかし爆発したことは事実なんですから、爆発はやはり高圧に近い圧力がタンクの内面に加わって爆発したこと、これは事実だと思うのです。同じ気圧であれば爆発しないだろうと思うのです。したがつて、ふだん低圧であつても、化学反応によつて高圧に変化する、そして爆発のおそれのあるものも、将来、高圧といふ規定じゃなくして、高圧等でもいいと思うのですが、そういうことで全般的に化学産業につきましては、そういうおそれのあるものについて、やはり取り締まりあるいは施設等の規定を省令等で明確にして、監督する必要があると思うのですが、そういうことについて通産省として新たに検討する用意があるかどうか、この二点だけを聞いて質問を終わりたいと思います。

考えられるかどうかというような点を検討してみたい、こういう気持ちでございますが、しかしそれよりも、最近のこういう進歩した工場の実情に即応する立法をするほうが妥当だ、かように考えております。

○加賀田委員 終わります。

○早稻田委員長代理 去る三月二一日付託になりました内閣提出の小規模企業共済法案及び三月三日付託になりました内閣提出の総合エネルギー調査会設置法案を議題とし、通商産業大臣より趣旨の説明を聽取することにいたします。櫻内通商産業

小規模企業共済法案
総合エネルギー調査会設置法案
〔本号末尾に掲載〕

○櫻内国務大臣 小規模企業共済法案につきまして、中小企業は重要な役割を果たしてまいりましたが、それとともに中小企業自体もまた全体として相応の発展を示し、中小企業従事者の福祉の向上にも着実な進展のあとが見受けられます。

国民経済の高度成長の過程におきまして、中小企業は重要な役割を果たしてまいりましたが、それとともに中小企業自体もまた全体として相応の発展を示し、中小企業従事者の福祉の向上にも着実な進展のあとが見受けられます。

小規模企業共済法案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昭和四十年度の中小企業対策を実施するにあたり、小規模企業対策に最重点を置くこととし、設備近代化資金貸付け制度の拡充、商工会、商工會議所を通じる経営改善事業の充実、無担保、無保証人による融資の保証にかかる特別小口保険制度の創設、零細下請企業に取引のあつせんを行なう下請企業振興協会の設立助成等小規模企業対策の大額な拡充をはかり、小規模企業の健全な発展と振興を強力に助成してまいる所存であります。

ここに提出いたしました小規模企業共済法案は、これら小規模企業振興対策の一環として、政府が昭和四十年度から新たに実施してまいりたいと考えております小規模企業共済制度につき定めたものであります。その主旨は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて退廃業後における生活の安定あるいは事業の再建、転業に備えてその拠出による共済事業を行なうことに対し、国からも所要の助成措置を講じつつ、これを安全確実な制度として確立することを目的としたものであります。

御承知のとおり、小規模企業は、その所得の水準から見ても一般的の雇用者と実質的にはほとんど差がないにもかかわらず、各種社会保険制度、労働保険制度の適用については、制度上十分な恩典を受けられない実情にあります。したがいまして小規模企業者が不幸にして廃業または退職のやむなきに至った場合において、本制度により共済されるようになることは、小規模企業者の福祉の増進に寄与するとともに、その資金を再建、転業資金等に充当することが可能となり、本共済制度より生ずる余裕金の適切な運用ともあわせ、小規模企業の振興に多大の貢献をなし得るものと確信します。

このため、中小企業を取り巻く経済環境の変化を通じて、中小企業が從来からやって立っていた社会的経済的存立基盤は、その根底からゆるがされつあることも事実であります。このため、中小企業を取り巻く経済環境は、最近に至りますますそのきびしさを加えつります。このため、中小企業につきましては、急激に変化する経済環境への適応に立ちおくれ、経営困難の度を強める企業が増大してきており、かかる情勢にかんがみまして、政府といたしましては、

人以下の個人事業主及び会社の役員いたしておられます。なお、共済契約の締結につきましては任意いたしております。

第二に、掛け金につきましては、小規模企業者の負担とし、その月額は一口五百円、小規模企業者一人につき十口を限度といたしております。

第三に、共済金は、事業の廃止または会社の解散があったとき、会社の役員が退職したとき、三十年間掛け金を納付したときのいすれかの事由が生じたときに支給することとし、共済金の額は、掛け金納付月数に応じ、かつ、事業の廃止による場合には、特に有利な給付条件になるよう定めることといたしております。

第四に、この制度の実施主体につきましては、本共済制度の性格にかんがみ制度の永続性、積み立て金の管理の安全性と効率的な運用並びに小規模企業者に対する確実な給付を保障するため、全額政府出資による小規模企業共済事業團を設置することとし、その業務として小規模企業共済制度を一元的に運営するほか、積み立て金の安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で積み立て金の一部を小規模企業者に還元融資をできることといたしております。

なお、小規模企業者の意見をも反映させた民主的かつ適正な運営が行なわれるよう、小規模企業共済事業團に小規模企業に関し学識経験のある者からなる評議員会を設置することといたしております。

以上が、この法案の提案理由及び要旨でござりますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、総合エネルギー調査会設置法案についての提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

このほか掛け金につきましては、別途必要な税法上の減免措置を講ずることといたしております。

以上が、この法案の提案理由及び要旨でござりますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、総合エネルギー調査会設置法案についての提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

エネルギーは国民生活及び産業活動に不可欠の重要基礎物質であり、したがって国民経済の順調な発展をかり、産業構造の高度化を期するためには、エネルギーの安定的かつ合理的な供給を確保することがぜひとも必要であります。

他方わが国のエネルギー事情を見ますと、わが国経済全般の急速な発展に伴い、また、技術革新の進展、開放経済体制への移行に応する産業構造の変化等の諸情勢を背景として、エネルギー源の液体化、輸入エネルギー比率の急上昇、新しいエネルギーとしての原子力による発電の実用化等の現状があります。

これに伴いわが国のエネルギー政策に關しましても、石炭についてはその体质改善と長期的ビジョンの確立、石油については低廉かつ安定的な供給の確保をはかるための国内体制の整備と海外油田の開発、電力については広域運営の強化と原子力発電の開発推進等多くの解決を要する問題が山積している状況であります。しかもこれらの諸問題は個々の種別エネルギーに限定された問題として検討を進めるのみでは不十分であって、広く国際的かつ長期的視野のもとに、エネルギー全般を総合する観点から政府といたしましては、従来、エネルギー部会等の審議を通じて総合エネルギー政策の検討を行なっており、現在は、産業構造審議会に設けられた総合エネルギー部会において検討が進められつつあります。しかしながら、総合エ

3 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。
4 共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(掛金月額の変更)

第八条 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

2 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしていなければならない。

4 第六条の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

(共済金)

第九条 事業団は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に共済金を支給する。ただし、第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合において、共済契約者の掛金納付月額が十二月末満のときは、この限りでない。

一 事業の廃止(会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社の解散)があつたとき。

二 会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、前号に掲げる事由が生じないでその会社の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十月以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

四 前三号に掲げる事由が生じないで共済契約者の掛金納付月数が三百六ヶ月に達したとき。

共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月

分の掛金を五百円及びその五百円を順次こえる五百円ごとに区分した場合における各区区分(以下「掛金区分」という。)に応する区分共済金額(その区分に係る掛金納付月数が十二月末満の掛金区分に応するものを除く。)の合計額とする。

3 前項の区分共済金額は、別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、第一項第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額とする。

(遺族の範囲及び順位)
第十条 前条第一項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、共済契約者の死亡の当时事實上婚姻關係と同様の事情にあつたものを含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で共済契約者の死亡の当时主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、共済契約者の死亡の当时主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

共済金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちあつては当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母、実父母の実父母、実父母の養父母の順とする。

3 前項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族に順位者が二人以上あるときは、共済金の納付によるべきが、その人数によつて等分して支給する。

(欠格)
第十一條 故意の犯罪行為により共済契約者を死に

亡させた者は、前条の規定にかかわらず、共済金の支給を受けることができない。共済契約者の死亡前に、その者の死亡によって共済金の支給を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

(解約手当金)

第十二条 共済契約が解除されたときは、事業団は、共済契約者に解約手当金を支給する。

2 第七条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、事業団は、解約手当金は支給しない。ただし、通商産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 第九条第一項ただし書の規定は、解約手当金について準用する。

4 解約手当金の額は、掛金区分(その区分に係る掛金納付月数が十二月末満のものを除く。)ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下らず、かつ、百分の百をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額とする。

(掛金納付月数の通算)
第十三条 共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたところに、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

3 第十四条 事業団は、共済契約者又はその遺族に、共済金等を支給すべき場合において、その共済契約者の納付に係る掛金(割増金を含む。以下この条において同じ。)でまだ納付されていないものがあるときは、その納付されていない掛金の納付があるまでは、共済金等の支払を差し止めることができる。

(支払の差止め)
第十五条 共済金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができる。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

第十六条 偽りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者がある場合は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。
2 事業団が共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、前項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その共済金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

(掛金の納付)

第十七条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から共済契約者第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約が解除された日の属する日までの各月につき、その月の末日(同項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約の解除の日の属する月にあつては、その事由が生じた日又はその解除の日)における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日までに約付しなければならない。

2 每月分の掛金は、分割して納付することができない。

(前納の場合の減額)
第十八条 事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、通商産業省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

2 (割増金)
第十九条 事業団は、掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対し、割増金を納付させることができ

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

(納付期限の延長)

第二十条 事業団は、災害その他やむを得ない事由により掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

(時効) 第二十一条 共済金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行なわないとときは、時効によつて消滅する。

共済金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために共済金の支給の請求をすることができない場合には、その請求をすることができる

ととなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

(期間計算の特例) 第二十二条 共済金等の支給の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数

(目的)

第二十三条 事業団は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業共済制度の運営等を行なうことを目的とする。

(法人格)

第二十四条 事業団は、法人とする。
(事務所) 第二十五条 事業団は、事務所を東京都に置く。
(資本金) 第二十六条 事業団の資本金は、四千万円とし、政府がその全額を出資する。
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があ

つたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記) 第二十七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

(役員の欠格条項)

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

2 理事長は、理事が前項各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(役員の任命)

第四十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

2 評議員は、再任されることができる。

2 評議員は、評議員会は、評議員十人以内で組織する。

2 評議員は、小規模企業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

2 評議員は、評議員会は、評議員十人以内で組織する。

(業務の範囲)

第四十二条 事業団は、第二十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

2 この法律の規定による小規模企業共済事業を行なうこと。

2 共済契約者(会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社。以下この号において同じ。)又は主として共済契約者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、その共済契約者又は事業協同組合その他の団体の事業に必要な資金を行なうこと。

(業務の委託)

第四十三条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の全部を委託することができる。

2 共済金等の文給に関する業務

2 共済金及び申込金の収納及び返還に関する業務

三 前条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第二号に掲げる業務及び調査、広報その他の業務（同項に規定するものを除く。）の一部を委託することができる。

前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかるわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第一項の規定により同項第三号に掲げる業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員みなす。

（業務方法書）

第四十四条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

（事業年度）

第四十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第四十六条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分けられなければならない。

に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十八条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第四十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。（余裕金の運用）

第五十条 事業団は、次の各号に掲げる方法によるとか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 通商産業大臣が指定する有価証券の取得

前項第二号の規定により取得した有価証券は、次の各号に掲げるものに運用することができる。

一 信託会社又は信託業務を行なう銀行への信託

（証券業者への預託）

事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価

証券を証券業者に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（給与及び退職手当の支給の基準）

事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣と協議しなければならない。

（大蔵大臣との協議）

第五十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

（解散）

第五十六条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

（大蔵大臣との協議）

第五十二条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

（監督）

第五十三条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

（報告及び検査）

第五十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第五十三条第一項若しくは第二項の規定によくは第四十三条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託をうけた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

（あつせん）

第五十七条 共済契約の成立若しくはその解除の効力、共済金等、掛金又は申込金に関して、事業団と共に共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、共済契約の中込者又は共済契約者若しくはその遺族から請求があつたときは、通商産業大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

前項のあつせんの請求の手続その他あつせんにおいては、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（掛金及び共済金等の額の検討）

第五十八条 掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

（戸籍書類の無料証明）

二七月	一三、五〇〇円	二三、五〇〇円	五四月	三三、九五〇円	二九、五八〇円	八一月	五三、三〇〇円	四八、〇八〇円
二八月	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	五五月	三三、六五〇円	三〇、一八〇円	八二月	五四、〇九〇円	四八、七七〇円
二九月	一四、五〇〇円	一四、五〇〇円	五六月	三四、三六〇円	三一、九七〇円	八三月	五四、八九〇円	四九、四六〇円
三〇月	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三七月	三五、〇六〇円	三一、三八〇円	八四月	五五、六九〇円	五一、一五〇円
三一月	一五、五〇〇円	一五、五〇〇円	五六月	三四、七六〇円	三一、九七〇円	八五月	五六、五三〇円	五〇、八七〇円
三二月	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	三七月	三六、四六〇円	三二、五七〇円	八六月	五七、三八〇円	五一、六〇〇円
三四月	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	三七月	三七、九一〇円	三三、一七〇円	八七月	五八、二三〇円	五二、三三〇円
三五月	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円	三七月	三八、六五〇円	三四、六二〇円	八八月	五九、〇八〇円	五三、〇五〇円
三六月	一〇、八六〇円	一九、一〇〇円	三七月	三九、四〇〇円	三五、三五〇円	八九月	五九、九三〇円	五四、七七〇円
三七月	二一、五一〇円	一九、六七〇円	三七月	四〇、一五〇円	三六、〇七〇円	九〇月	六〇、七八〇円	五四、五〇〇円
三八月	二三、一七〇円	二〇、二五〇円	三七月	四一、六四〇円	三七、五三〇円	九一月	六一、大三〇円	五四、三二〇円
三九月	二三、八三〇円	二〇、八二〇円	三七月	四一、六四〇円	三六、八〇〇円	九二月	六二、四八〇円	五四、九五〇円
三四月	二三、四九〇円	二一、三九〇円	三七月	四二、三九〇円	三八、二五〇円	九三月	六三、三三〇円	五六、六七〇円
四二月	二四、一四〇円	二一、九七〇円	三七月	四三、一四〇円	三八、九七〇円	九四月	六四、一八〇円	五七、四〇〇円
四三月	二五、四六〇円	二三、一二〇円	三七月	四四、六三〇円	四〇、四三〇円	九五月	六五、〇三〇円	五八、一二〇円
四四月	二六、一二〇円	二三、六九〇円	三七月	四五、三八〇円	四一、一五〇円	九六月	六五、八七〇円	五八、八五〇円
四五月	二六、七七〇円	二四、二七〇円	三七月	四六、一三〇円	四二、八七〇円	九七月	六六、七八〇円	五九、六一〇円
四六月	二七、四三〇円	二四、八四〇円	三七月	四六、九二〇円	四二、五六〇円	九八月	六七、六八〇円	六〇、三七〇円
四七月	二八、〇九〇円	二五、四二〇円	三七月	四七、七二〇円	四三、二十五〇円	九九月	六八、五九〇円	六一、一三〇円
四八月	二八、七五〇円	二五、九九〇円	三七月	四八、五二〇円	四二、四九〇円	一〇〇月	六九、四九〇円	六一、八九〇円
四九月	二九、四五〇円	二六、五九〇円	三七月	四九、三一〇円	四二、五六〇円	一〇一月	七〇、四〇〇円	六二、六六〇円
五〇月	三〇、一五〇円	二七、一九〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一〇二月	七一、三〇〇円	六三、四二〇円
五一月	三〇、八五〇円	二七、七九〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一〇三月	七三、二二〇円	六四、一八〇円
五二月	三一、五五〇円	二七、七九〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一〇四月	七三、二二〇円	六四、一八〇円
五三月	三一、二五〇円	二七、七九〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一〇五月	七四、〇二〇円	六四、九四〇円
五四月	三一、二五〇円	二七、七九〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一〇六月	七四、〇二〇円	六四、九四〇円
五五月	五一、七〇〇円	四六、〇一〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一〇七月	七五、八三〇円	六七、三三〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一〇月	七五、八三〇円	六六、四六〇円
五七月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一一月	七六、七四〇円	六七、三三〇円
五八月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一二月	七七、七〇〇円	六八、七九〇円
五九月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一三月	七八、六三〇円	六九、五九〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一四月	八〇、六〇〇円	七一、一九〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一五月	八一、五三〇円	七二、七九〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一六月	八四、四六〇円	七四、三九〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一七月	八五、四二〇円	七五、一九〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一八月	八六、三九〇円	七六、〇〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一一九月	八七、三五〇円	七六、八〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二〇月	八八、三三〇円	七七、六〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二一月	八九、三四〇円	七八、六五〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二二月	九〇、三七〇円	七九、七〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二三月	九一、四〇〇円	八〇、七五〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二四月	九二、四三〇円	八一、八一〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二五月	九三、四五〇円	八二、八六〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二六月	九四、四五〇円	八三、九一〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二七月	九五、五三〇円	八四、九七〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二八月	九六、四九〇円	八五、八三〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二九月	九七、三五〇円	八六、三三〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二十月	九八、二二〇円	八七、二二〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二十一月	九九、一九〇円	八八、一九〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二十二月	一〇〇、一六〇円	八九、一六〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二三月	一〇一、一三〇円	九〇、一三〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二四月	一〇二、一〇〇円	九一、一〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二五月	一〇三、一〇〇円	九二、一〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二六月	一〇四、一〇〇円	九三、一〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二七月	一〇五、一〇〇円	九四、一〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二八月	一〇六、一〇〇円	九五、一〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二九月	一〇七、一〇〇円	九六、一〇〇円
五六月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	三七月	五〇、二二〇円	四三、二十五〇円	一二十月	一〇八、一〇〇円	九七、一〇〇円

一三五月	二〇三、九五〇円	九三、〇三〇円	一六二月	二三五、三二〇円	一一九、五二〇円	一八九月	七一、四八〇円	一四九、四二〇円
一五六月	一〇五、〇四〇円	九三、九六〇円	一六三月	二三六、五七〇円	一二〇、五六〇円	三一七月	二一四、八六〇円	一八四、五三〇円
一三九月	一〇六、一四〇円	九四、九〇〇円	一六四月	二三七、八一〇円	一二一、六〇〇円	三一八月	二一六、五八〇円	一八五、九〇〇円
一三七月	一〇八、二四〇円	九五、八三〇円	一六五月	二三九、〇六〇円	一二三、六五〇円	三一九月	二一八、二九〇円	一八七、二七〇円
一四〇月	一〇九、四三〇円	九七、七〇〇円	一六六月	一四〇、三〇〇円	一二三、六九〇円	三一〇月	三三〇、〇一〇円	一八八、六四〇円
一四一月	一一〇、五三〇円	九八、六三〇円	一六七月	一四一、五五〇円	一二四、七三〇円	三一九月	三一八、二九〇円	一九七、二七〇円
一四二月	一一一、六二〇円	九九、五七〇円	一六八月	一四二、八〇〇円	一二五、七七〇円	三一〇月	三三〇、〇一〇円	一八五、九〇〇円
一四三月	一一二、七二〇円	一〇〇、五〇〇円	一六九月	一四四、一二〇円	一二六、八七〇円	三一九月	三三一、七三〇円	一九〇、〇一〇円
一四四月	一一三、八二〇円	一〇一、四四〇円	一七〇月	一四五、四五〇円	一二七、九七〇円	三一〇月	三三五、一五〇円	一九二、七四〇円
一四五月	一一四、九九〇円	一〇二、四二〇円	一七一月	一四六、七八〇円	一二九、〇七〇円	三一〇月	三三六、八七〇円	一九三、三七〇円
一四六月	一一六、一五〇円	一〇三、四一〇円	一七二月	一四五、四五〇円	一二三〇、一七〇円	三一〇月	三三八、五八〇円	一九四、一一〇円
一四七月	一一七、三三〇円	一〇四、三九〇円	一七三月	一四九、四四〇円	一二三一、二七〇円	三一〇月	三三九、〇一〇円	一九五、四八〇円
一四八月	一一八、四九〇円	一〇五、三八〇円	一七四月	一五一、七七〇円	一二三二、三七〇円	三一〇月	三三三、七三〇円	一九六、八四〇円
一四九月	一一九、六六〇円	一〇六、三七〇円	一七五月	一五一、〇九〇円	一二三四、五七〇円	三一〇月	三三七、三〇〇円	一九七、五八〇円
一五〇月	一一〇、八三〇円	一〇七、三五〇円	一七六月	一五四、四二〇円	一二三五、五七〇円	三一〇月	三三九、二三五、五六〇円	一九八、二二〇円
一五一月	一一三、〇〇〇円	一〇八、三四〇円	一七七月	一五四、七五〇円	一二三五、六七〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	一九九、五八〇円
一五二月	一一三、一七〇円	一〇九、三三〇円	一七八月	一五六、〇八〇円	一二三六、七七〇円	三一〇月	三三九、二三五、五六〇円	二〇〇、〇二〇円
一五三月	一一四、三四〇円	一一〇、三一〇円	一七八九月	一五六、四二〇円	一二三七、八七〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	二〇一、〇二〇円
一五四月	一一五、五一〇円	一一一、三〇〇円	一八〇月	一五八、七四〇円	一二三八、九七〇円	三一〇月	三三九、二三五、五六〇円	二〇二、〇二〇円
一五五月	一一六、六八〇円	一一二、二九〇円	一八一月	一六〇、一五〇円	一二四〇、二三〇円	三一〇月	三三九、二三七、三八〇円	二〇三、〇二〇円
一五六月	一一七、八四〇円	一一三、二七〇円	一八二月	一六一、五七〇円	一二四一、二九〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	二〇四、〇二〇円
一五七月	一一九、〇九〇円	一二四、三一〇円	一八三月	一六二、九八〇円	一二四三、四五〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	二〇五、〇二〇円
一五八月	一一〇、三四〇円	一二五、三六〇円	一八四月	一六四、四〇〇円	一二四四、七八〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	二〇六、〇二〇円
一五九月	一一一、五八〇円	一二六、四〇〇円	一八五月	一六五、八一〇円	一二四四、七八〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	二〇七、〇二〇円
一六〇月	一一二、八三〇円	一二七、四四〇円	一八六月	一六七、二三〇円	一二四五、九四〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	二〇八、〇二〇円
一六一月	一一三、〇七〇円	一二八、四八〇円	一八七月	一六八、六五〇円	一二四七、一〇〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	二〇九、〇二〇円
一六二月	一一三、八三〇円	一二七、四四〇円	一八八月	一七〇、〇六〇円	一二四八、三六〇円	三一〇月	三三九、二三九、二一〇円	二一〇、〇二〇円

昭和四十年三月十七日印刷

昭和四十年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局